

7 消安第 1 3 3 3 号
令和 7 年 5 月 23 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課 長

飼養衛生管理基準遵守指導の手引きの改正について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

アニマルウェルフェアについては、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準とするべく、先般「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について（令和 5 年 7 月 26 日付 5 畜第 1062 号農林水産省畜産局長通知）」において国として基本的な考えを示したところです。さらに、その普及を行う取組を強化するため、我が国の飼養実態を踏まえ、具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針を示したところです。

今般、飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合、豚及びいのししの場合並びに鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合）について、これらの指針に合わせ別添のとおり改正しましたので、お知らせします。

引き続き本手引きを適宜御活用いただき、適切な生産現場での実践に向け、御指導をよろしくお願いします。

※ 本手引きを掲載する農林水産省ウェブサイトの URL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

（問い合わせ先）

農林水産省消費・安全局動物衛生課
家畜防疫対策室病原体管理班

松井、本橋、中越、半澤

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144